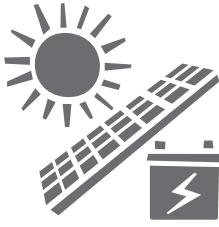


第2次申請 10月1日受付開始

－太陽光発電設備－



地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーを有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るために支援するものです。

○住宅用太陽光発電設備 補助額 1件10万円

申請など

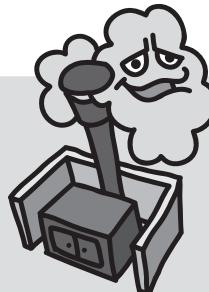
補助金を受けるには所定の様式による事前の申請ほか、町税の滞納がないことなど一定の要件があります。

①浄化槽 ②太陽熱温水器 ③生ごみ処理機器の補助金は、従来どおり申請を受け付けています。

問合せ 町民生活課環境衛生担当

☎62-1232

禁止 野外焼却



次の場合を除き、廃棄物の焼却は禁止されています。

- ・農林業を営むためにやむを得ない焼却
- ・宗教または風俗慣習上の行事のための焼却
- ・たき火など軽微な焼却

罰則

廃棄物を違法に野外焼却した者は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金
(法人に対しては3億円以下の罰金)

問合せ 秩父環境管理事務所

町民生活課環境衛生担当

☎23-1511

☎62-1232

3年間限定！ 平成27年9月30日まで

国民年金保険料後納制度

国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかし、保険料を納められなかった期間がある場合には、年金の受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこともあります。

このような事態を避けるために、今年10月1日から保険料を納められる期間が、過去2年から10年に延長されました。具体的には、平成14年10月分以降の保険料が納められるわけですが、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができません。

後納保険料の納付には、事前の申し込みと審査が必要です。

問合せ 『国民年金保険料専用ダイヤル』

050または070から始まる電話でかける場合は

☎0570-011-050

☎03-6731-2015